

第4章 施策の展開



「消防車」 佐東 宗春

基本目標 1 さまざまな障がいに応じた生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

現状と課題

- 本市では、障がい者相談支援センターを4か所設置し、平成24年度からは、地域の相談支援の拠点として、「基幹相談支援センター」※1を設置しています。
- 関係機関の連携強化の面では、北見市障がい者支援ネットワークを中心に、地域関係機関の情報共有やネットワーク構築に向けた協議を行うとともに、専門部会を通じた専門領域における課題検討などを行っています。
- 現状は、どこに相談したらよいかわからない、といった声が障がいのある人やその家族から聞かれることもあり、相談窓口の周知不足が本市における課題となっています。
- 障がいのある人やその家族の多様なニーズにきめ細かい対応を図るためには、相談支援におけるマンパワー不足の解消と質の向上、専門機関や障がい福祉サービス事業所の連携が課題となっています。

《障がいのある人向けアンケート調査から》

- ・相談支援に必要なこととして「適切なアドバイスができる人材の確保」が52.4%で最も多く、次いで「自分の住んでいる身近な場所での相談」（44.3%）、「同じ経験を持つ者による対応」（25.2%）と続いています。
- ・どこに相談したらよいかわからない。（自由意見）

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- ・保護者の高齢化が進む中、今後のことをきちんと考えることが大切。相談支援に携わっている人は、今後のことを考えるきっかけづくりをしてほしいと思う。

今後の方向性

- 多様なニーズに対応するため、専門機関や障がい福祉サービス事業所との連携により相談機能の質の向上に取り組みます。
- 北見市障がい者支援ネットワークの機能を活かし、障がい者支援における課題の整理と対応策の検討を行います。

※1 基幹相談支援センターとは（障害者総合支援法 第77条の2）

障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする施設です。市区町村又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。

主要な施策

施 策	取組内容
相談窓口の周知・相談機能の強化	<p>障がいのある人やその家族が身近な場所で安心して相談することができるよう、相談支援事業所及び相談窓口の周知に努めるとともに、専門機関、障がい福祉サービス事業所との連携等により相談機能の強化を図ります。</p> <p>多様化する障がいのある人のニーズに対応できるよう、相談機能の質の向上をめざします。</p>
関係機関との連携強化	<p>基幹相談支援センターと相談支援事業所の情報連携を図り、個別相談への対応力強化を図ります。</p> <p>また、保健、医療、福祉、労働、教育など関係機関と個別ケースの情報共有を推進するとともに、関係機関の連携強化を図ります。</p>
北見市障がい者支援ネットワークの運営	<p>「北見市障がい者支援ネットワーク」において、障がいのある人に関する課題共有や問題解決、啓発活動、関係機関の連携強化などについて定期的に協議を実施します。</p>

(2) 生活を支えるサービスの充実

現状と課題

- これまで、障がいのある人のためのさまざまな制度改革が行われましたが、市内障がい福祉サービス事業所の協力のもと、障害者総合支援法に基づくサービスや地域生活支援事業など障がい福祉サービスの充実に努めてきました。
- 全国的な傾向と同様、本市においても障がいのある人の数が年々増加していることと併せて、障がいのある人の高齢化が進んできており、今後の対応が課題となっています。
- また、サービスを支える障がい福祉サービス事業所においては、人材の確保及びサービスの質の向上が課題となっていることから、制度の動向等も踏まえ、市としてもサービス基盤の確保や質の向上の視点から、対応について検討していく必要があります。
- 併せて、地域交流や創作活動の場、余暇を過ごすための環境など、幅広い日中活動の場、機会についても充実が求められています。

《障がい福祉サービス事業所向けアンケート調査から》

- ・障がいのある人が地域で暮らしていくために必要なことは、「必要なサービスが必要なときに使えるようになっていること」が 68.8%で最も多く、次いで「保健、医療、福祉の連携がとれていること」(65.6%)、「困った事や、わからない事は、身近な所で気軽に相談できること」(59.1%)と続いています。

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- ・自治区によるサービス提供の格差がある。特に常呂自治区は、障がい福祉サービス事業所がない状況にある。
- ・在宅重症児は学校卒業後の日中活動の場がなく活動量が低下してしまう。保護者のレスパイトの意味も含め在宅重症児の日中活動の場をつくってほしい。
- ・高齢化が進む中、親なき後を見据えて、グループホームなど親と離れて生活する場を増やすことも考えていくことが必要。

今後の方向性

- 障がいのある人自身が必要なサービスを選択し、決定することができるよう、障害者総合支援法によるサービスの充実を図るとともに、市が実施する地域生活支援事業等のサービスの充実を図ります。
- 自治区におけるサービス提供の格差解消に向けた取組を推進します。
- 障がいのある子どもの支援の充実を図るとともに、障がいのある子どもを介護する家族への支援に取り組みます。

主要な施策

施策	取組内容
障がい福祉サービスの量や質の確保	障害者総合支援法に基づき、訪問系、日中活動系、居住系など各種障がい福祉サービス事業所の拡充を図ります。
地域生活支援事業の推進	本市が地域生活支援事業として提供している移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター、医療的ケア支援等の充実を図ります。
地域生活支援拠点の推進	障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援拠点の整備を推進します。
地域生活への移行の推進	施設等へ入居している人が自立した地域生活を行えるよう支援体制を推進します。 また、今後の国の制度の動向を注視しつつ、移行支援の推進を図ります。

施 策	取組内容
障がいのある子ども・障がいのある高齢者のニーズ多様化への対応	児童福祉法の改正等に対応し、障がいのある子どもを支援するサービスの拡充を図ります。 また、障がいのある高齢者に対しては、国の制度の動向に注視しつつ、対応を図ります。
障がい福祉サービスの地域間格差への配慮	障がい福祉サービス事業所の拡充を図り、障がい福祉サービスの地域間格差の解消に努めます。
家族への支援	障がいのある人の家族など介護者への支援を行うため、短期入所や日中一時支援等の充実を推進し、介護者に対するレスパイトケア ^{※2} の環境づくりに努めます。

※2 レスパイトケアとは

レスパイト (respite) とは、日本語にすると「休息」「息抜き」「小休止」という意味です。在宅でケアをしている家族などの負担軽減を図るための介護者支援のことをいい、具体的には、通所サービスやショートステイなどがレスパイトサービスにあたります。

(3) 人材の育成・確保

現状と課題

- 障がいのある人が持つ悩みや問題は、その障がいの種類や程度、年齢、家族や環境、社会の状況などさまざまな要因により異なります。また、障がいのある人を支援する制度は目まぐるしく変化しており、適切な支援を行うためには、専門知識と技術を備えた人材の育成が必要とされています。
- 増大するニーズに対応する人手不足は深刻で、障がい福祉分野で働く人材の確保と育成が急務となっています。

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- 相談支援の事業は人数的に不足しているのでは。人材確保とレベルアップを実現するため、市から支援してほしい。
- 訪問系サービスはニーズが多いが、サービス提供側の人数が不足しており、来てもらえないこともある。

今後の方向性

- 障がいのある人やその家族の多様なニーズに応えるため、各分野での人材の確保と資質の向上に取り組みます。
- 新たな課題に対応できる専門的知識や技能習得を支援します。

主要な施策

施策	取組内容
サービス提供の担い手確保	高校・専門学校・大学等と連携し、学生向けに説明会やセミナー、職場体験等を行い、障がい福祉に触れる機会を増やすなど障がい福祉への人材確保に向けた取組を行います。
各種研修の推進	障がい福祉事業に従事する人向けに研修、講座等を開催します。

基本目標 2 健康の維持・増進に向けた保健・医療の充実

(1) 障がいの要因となる疾病の予防・早期発見体制の充実

現状と課題

- 本市では、妊婦の健康診査から高齢者の介護予防まで、あらゆるライフサイクルに沿った取組を推進し、障がいの要因となる疾病の予防とともに、障がいを早期に発見し対応できる体制の構築に努めてきました。
- 療育体制の整備では、北見市子ども総合支援センター「きらり」^{※3}（以下、「子ども総合支援センター」という。）の建て替えを行うなど、療育環境の整備を行うとともに、発達相談支援機能の充実を図ってきましたが、今後も障がいの早期発見に向けた取組をさらに進めるとともに、乳幼児健診後の支援体制の強化に取り組む必要があります。
- また、生活習慣病などの疾病による障がい等を予防する取組を推進する必要があります。

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- 自閉症、発達障がいは早期発見、早期療育が大切。子どもへの支援も必要だが、保護者への支援が子どもへの一番の支援になる。子どもと向き合っている保護者が、頑張って子育てしようと思えるような支援を重点的に考えてほしい。
- 早期発見や早期療育に関する知識を得る学習機会を増やしてほしい。

今後の方向性

- 妊娠、出産に関わる異常を早期に発見するため、妊婦健診の勧奨を行うとともに、障がいの早期発見や早期療育、育児支援のため、新生児や乳幼児の健康診査を確実に実施するとともに、乳幼児健診後の支援体制のさらなる強化を図ります。
- 生活習慣病などの疾病による障がいを予防するため、今後も成人を対象とした健康診査や健康教育等を実施します。
- 保健事業のさらなる充実を図るとともに、適切な治療や療育につなげるため、関係機関との連携を強化していきます。

※3 北見市子ども総合支援センター「きらり」とは

発達に心配される児童の療育及び指導援助を行い、児童福祉の増進に寄与するため、北見市が設置しています。発達に心配のあるお子さんの相談や、親子で通所して療育や個別指導を受けることができます。

主要な施策

施 策	取組内容
母子保健活動の推進	妊産婦の不安軽減により出産のリスク要因を減らし、安全な出産を行うため、相談や訪問などで情報提供を行い、妊婦支援の充実を図ります。乳幼児健診により、月齢に応じた乳幼児期の健全な発育・発達状態、養育状況を確認し、疾病などの早期発見とともに、養育上の助言や支援に努めます。
中高年期の健康維持の支援	健康診査の受診率向上に努め、健診後の保健指導を確実にを行い、障がいの原因となる疾病や生活習慣病の予防に努めます。

(2) 医療・リハビリテーション等の充実

現状と課題

- 障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、医療及び機能訓練等が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。
- 夜間急病センターの設置や北見赤十字病院の改築に伴う歯科口腔外科の新設など、医療体制の充実が図られてきました。また、市内の病院や診療所との連携により、専門的治療を必要とする人への対応も進められています。
- 生活機能の向上や機能訓練などのリハビリテーションに関しては、市内における体制整備はまだ十分とはいえない状況です。
- 今後は、障がいのある人の医療的ケアへの対応、施設から在宅生活への移行、在宅での療養支援を踏まえ、保健・医療・福祉サービスの提供を効率的・効果的に進めていく必要があります。

《障がいのある人向けアンケート調査から》

- 障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことは、全体で見ると「バス、タクシーの料金助成」が 22.1%で最も多く、次いで「働く場所の確保」(19.7%)、「医療が必要な人への支援」(19.5%)と続いています。
- 障がい別で見ると、身体障がいのある人は「医療が必要な人への支援」が「バス、タクシーの料金助成」とともに 22.3%で最も多く、精神障がいのある人も「医療が必要な人への支援」は 21.9%と多くなっています。

今後の方向性

- 地域でのリハビリテーション体制の充実に取り組むとともに、広域的なサービス基盤の整備を含め関係機関との連携を推進していきます。
- 難病患者等をめぐる法改正に対し適切に対応し、希望する人に必要な支援が届くよう対応を推進します。

主要な施策

施策	取組内容
リハビリテーション体制の充実	機能の維持や機能障がいの軽減を図る上で重要なリハビリテーションが継続して受けられる体制の充実に努めます。
難病患者への情報提供の充実	障がい福祉サービスの対象となる疾病の拡大等、制度改正の周知、啓発を推進します。 また、在宅の難病患者に対し、保健・医療・福祉の各サービスを適切に受けられるよう、相談支援機能の強化を図ります。
医療費助成制度等の周知	障がいのある人等の医療費の負担を軽減するため、自立支援医療費、重度心身障害者（児）医療費助成など各種医療費公費負担制度を周知し、その適切な運用に努めます。

(3) こころの健康づくりの推進

現状と課題

- 精神に障がいのある人は全国的に増加傾向がみられ、近年の社会構造の変化は人々にストレスを増大させ、うつ病を訴える人やひきこもりの増加といった新たな心の健康問題を生じさせています。本市においても、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあり、潜在的にも医療や支援が必要な人がいると考えられます。
- 精神疾患は、早い段階での発見・治療が重要であることから、気軽に相談できる体制の充実とメンタルヘルスについての普及・啓発が必要です。相談支援体制としては、広域による北網圏域精神障害者地域生活支援センターがありますが、本市における相談支援体制は十分とはいえない状況です。
- また、精神疾患の予防及び軽減には、家族をはじめ周囲の理解が必要であるため、当事者や専門家を招いた講演会を開催するなど啓蒙活動を推進してきました。しかし、市民の精神疾患に対する理解はまだ十分とはいえない状況にあり、今後においても、精神保健福祉に関する普及・啓発活動を継続・充実させていくことが必要です。

《障がいのある人向けアンケート調査から》

- 精神障がいなので周りの人の理解がなく、外出するのが大変だったりする。たとえ施設があったとしても自分で参加まで気持ちを持っていくのが難しい。（自由意見）

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- 若年性認知症の方が多くなってきていると感じる。知的障がいがあり、認知症を併発している人もいて、退院後の受け入れ先が見つからないことがある。
- 精神障がいを持っている人との接し方が非常に難しい。
- 高齢者が精神障がいを持っていると、介護保険・障がいの両方で入所できないケースがある。

今後の方向性

- 市民の心の健康づくりに配慮し、対策を充実させるとともに、精神に障がいのある人やその家族への支援を推進します。
- 地域の理解を深めるための啓発に努めるとともに、治療の中断を防ぎ再発を防止するため、公的制度の利用を促進します。

主要な施策

施策	取組内容
こころの健康づくりの周知・啓発	障がいのある人やその家族、一般市民等を参加対象として、疾病への理解や社会参加について学ぶ機会を設け、地域社会の理解を深めます。
治療継続のための支援	自立支援医療（精神通院）の利用を勧め、経済的負担の軽減により治療継続を促します。

基本目標3 障がいのある子どもが健やかに成長できる教育・療育環境の充実

(1) 幼児教育・療育の充実

現状と課題

- 本市では、母子保健事業において、乳幼児の発育・発達の遅れや養育環境の課題、疾病や障がいの早期発見に努め、支援が必要な子どもがいる家族等を対象とした相談や助言を実施してきました。
- また、発達の遅れや障がいのある乳幼児に対して、子ども総合支援センターでは個々の状態に応じた療育や保護者への相談支援を行っています。
- 発達の遅れや障がいのある子どもの発達段階に応じて、一人ひとりのニーズに応えるため、保健、医療、福祉、教育の密接な連携の下、切れ目のない支援を充実させていくことが課題となっています。

《障がいのある人向けアンケート調査から》

- 障がいや発達に遅れのある子どもに必要なことは、全体では「子どもとその家族に対する周囲の理解」が24.9%で最も多く、障がいのある子どもに対する知識の啓蒙や理解の促進が求められています。
- また、障がい別で見ると、知的障がいのある人は「乳幼児期から学齢期、就労期、老齢期までのライフステージを通じた一貫した支援」が25.8%と最も多くなっている上、「経済的な支援」も19.7%と多く、“親なき後”を強く意識した回答結果になっていると思われる。

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- 保育園内で保育士が子どもの発達について気づいたことを保護者に伝えにくい場面がある。保護者側が受け入れない場合もあるが、保護者の理解を進めるためのスムーズな方法があればと思う。
- 障がいを持つ子どもを持ってしまったという負い目や責任から、どうしても抱え込んでしまう保護者が多いと感じる。そういう保護者はなかなかサービス提供に結びつかなかったり、地域の方との関係を絶ってしまったりすることがある。

今後の方向性

- 子ども総合支援センターでは、早期療育・相談支援の充実を図ります。
- 幼稚園・保育園などの研修を拡充するなど、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもの成長に合わせて切れ目のない支援を継続するために、関係機関が連携して子どもが育つ環境を総合的に整えていきます。

主要な施策

施 策	取組内容
相談支援体制の充実	発達の遅れや障がいのある子どもを持つ親の不安解消を図るため、子ども総合支援センターと関係機関が連携し、より専門性の高い相談支援に努めます。
障がい児保育の推進	市内の保育園及び幼稚園において、個々の状態に配慮した保育・教育を実践するため、保育士や幼稚園教諭の研修機会を確保し、保育・教育の質の向上に努めます。また、子どもの発達に配慮した施設の整備に努めます。
療育体制の充実	子ども総合支援センターにおいて、専門知識を持った人材の育成及び確保を推進し、相談支援の強化と支援を必要とする障がいのある子どもへの療育体制の充実を図ります。
教育・保育施設と療育機関との連携	子ども総合支援センター、幼稚園、保育園、学校などの関係機関が連携し、障がいのある子どもに対する切れ目のない支援の充実に努めます。 また、保育園及び幼稚園に対して専門知識を持った発達支援コーディネーターを派遣し、集団生活への適応のための専門的な相談支援の充実を図ります。
発達障がいへの適切な対応	就学前における発達障がいに関する共通理解を深めるため、関係機関との連携、障がい特性に応じた対応に努めます。 また、発達障がいに関する地域の理解を得るため、保護者や市民に対する啓発に取り組みます。

(2) 学校教育の充実

現状と課題

- 国では、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）構築の理念を踏まえながら、すべての子どもに最も適した指導を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が検討されています。
- 本市では、特別支援学級開設事業を通じて、小中学校に特別支援教育支援員を配置し、支援が必要な子どもに必要な支援を行うとともに、北見市言語教育研究会協議会や北見市特別支援教育研究会に支援を行い、特別支援教育の推進を図っています。

- また、学校教育においては、幼児期から学齢期に障がいのある子とない子が相互にふれあう機会が非常に重要であると考えられるため、障がいのある子とない子のふれあいの場づくりを行っています。
- 今後は、一人ひとりのニーズに応じた教育を推進するため、教職員の研修機会の確保や関係機関との連携を強化するだけでなく、障がいのある子とない子が相互にふれあう機会を増やしていくことや、高等学校との連携が課題となっています。

《一般市民向けアンケート調査から》

- ・「福祉」は、ある程度理解が可能な年齢で学習することが多いとは思いますが、やはり「心」のあり方が一番大事なことであるのかなと思いました。今の世の中「想像力」の欠損となるような事件も多い。幼稚園など少しずつ障がいのある人等の教育を取り入れるのもいいと思います。子どもはとっても柔軟です。小さい頃からの知識が、大きくなったときにその子の「糧」になるような気がします。（自由意見）

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- ・小学校ではことばの教室に通っているが、中学校になるとなくなる。就学前は子ども総合支援センターに支えてもらったが、小学校に入ると支援が切れてしまう。
- ・福祉教育の見直しが必要。特別支援の教育カリキュラムは教育一般の中に位置づけられなくてはいけないのでは。

今後の方向性

- 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を行うため、学校教育の充実や指導体制の整備を推進します。
- 幼児期から学齢期、進学や卒業後の就労支援などの節目において、継続した支援が展開できるように、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携を進めます。

主要な施策

施策	取組内容
児童・生徒の特性に応じた支援体制の充実	障がいの状態や発達段階に応じた指導体制の整備や介助を行う支援員の確保により、発達の遅れや障がいのある児童・生徒に対する学校教育の充実を図ります。また、子どもの発達に配慮した施設の整備に努めます。
放課後支援の充実	障がいのある子どもの放課後の居場所を充実させるため、放課後等児童デイサービス事業所の拡充に努めるとともに、放課後児童クラブと学校との連携を推進します。
卒業後の支援の充実	発達の遅れや障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援が受けられるよう「個別の教育支援計画」等を進学先・就労先に引き継げるように努めます。

施 策	取組内容
交流教育の充実	地域で行われる福祉関連の行事・ボランティア体験等の機会の拡充や特別支援学校等と市内小中学校との交流（居住地校交流）を図ります。
福祉教育の推進	児童や生徒に対し、障がいを含めた社会全般についての理解を深めるための福祉教育実践校事業を推進します。
発達障がいへの適切な対応	<p>学校教育における発達障がいに関する共通理解を深めるため、関係機関との連携、障がい特性に応じた対応に努めます。</p> <p>また、発達障がいに関する地域の理解を得るため、保護者や市民に対する啓発に取り組みます。</p>

基本目標4 経済的自立に向けた就労環境の充実

(1) 障がい者雇用の応援体制づくり

現状と課題

- 障がいのある人が自立・社会参加するために、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このためには、障がいのある人の雇用を支援する仕組みづくりと、障がいのある人が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。
- 平成25年4月1日に「障害者優先調達推進法」が施行され、本市では毎年度障害者就労施設等からの物品の調達の推進を図るための方針を策定し、調達の推進に取り組んでいます。
- 就労を希望する人の雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。

〈障がいのある人向けアンケート調査から〉

- ・ 就労場所を増やすために必要なことは、「障がいのある人に対する市民や企業の理解」が31.1%で最も多く、知的障がいのある人、精神障がいのある人でその割合は高くなっています。

〈障がい者施策に関するヒアリングから〉

- ・ 就労支援事業所は以前と比べて充実してきているが、障がいのある人の就労の余地はまだまだある。市として引き続き支援を続けてほしい。
- ・ 障害者優先調達推進法が北見市民の中にどれくらい浸透しているか気になる。

今後の方向性

- 障害者優先調達推進法を踏まえ、生産活動の活性化により地域における障がいのある人の自立生活を実現できるように支援します。

主要な施策

施策	取組内容
市民、企業等に対する理解の促進	市民、企業等に対して、障がいのある人の雇用の理解・促進に向けた啓発に努めます。
授産製品の販路拡大の推進	市内企業への授産製品の周知及びPR活動に支援を行い、企業等からの受注促進や販路拡大に努めます。
障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進	市内企業への周知啓発活動を行い、障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進に努めます。

(2) 福祉的就労の充実

現状と課題

- 平成28年10月31日現在、市内における障がいのある人の就労支援を行う事業所は、就労移行支援事業所が3事業所、就労継続支援A型事業所が9事業所、就労継続支援B型事業所が13事業所あり、一般就労に向けた移行支援及び一般就労が困難な障がいのある人への就労支援が実施できる環境が整ってきています。
- 障がいのある人の中には働く意欲があっても、年齢や障がい・疾病の程度・特性などのために一般就労が難しい方、企業等の状況により雇用に結びつかない人が多く存在するため、一般就労に結びつかない場合でも、生きがいを持って働くことができるよう福祉的就労の場を今後も充実させていくことが課題となっています。

《一般市民向け及び障がいのある人向けアンケート調査から》

- ・障がいのある人の就労機会が増えるべきだと思うかどうかは、「そう思う」「ある程度そう思う」の合計で84.5%を占めています。（一般市民向けアンケートより）
- ・現在の就労状況では「仕事をしている」が23.6%、「仕事をしていない」が74.4%と高い割合になっています。（障がいのある人向けアンケートより）

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- ・北見自治区以外はA型事業所が少なく、通うのに負担がかかる。
- ・障がいのある人の声を法人、事業所、民間の力とマッチングさせる人が必要なのでは。適材適所に配置できる人を育てることが必要。
- ・障がいのある人の持っている素晴らしさ、我慢強さ、特殊な技術をたくさん知らなければと思う。

今後の方向性

- 一般就労が困難な人には、社会参加の機会や生きがいづくりの場として福祉的就労の場を提供するなど広く働く場の確保を図ります。

主要な施策

施策	取組内容
就労機会の確保	将来一般企業等での就労を希望する人や一般就労が困難な人に就労機会や訓練機会を提供します。 また、障がい特性に配慮した就労支援が提供されるよう、計画相談を充実させます。
福祉的就労利用者に対する交通費の助成	就労支援事業所を利用する障がいのある人に対して、交通費を助成し、就労継続に向けての支援を行います。

(3) 一般就労の推進

現状と課題

- 「障害者雇用促進法」等に基づいて、職業訓練や雇用主に対する助成、職場定着に対する取組を国・道が行っており、北見市障がい者支援ネットワークにおいても就労支援部会を設置し、一般就労の推進などに取り組んでいますが、依然として障がいのある人の雇用・就労の拡大が大きな課題となっています。

《一般企業向けアンケート調査》

- ・ 障がいの種類と仕事のマッチングを行う社会的機能が必要となる。（自由意見）
- ・ 障がいのある人と企業とが互いによかったと思えるように、細部にわたって相談できるカウンセラーのような人がいればいいと思う。（自由意見）

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- ・ 障がいのある人にはどのような人材がいるかを企業がもっと知るため、関係機関（学校、福祉施設、市）との連携が必要。
- ・ 障がいの特性を理解して障がいのある人がスムーズに仕事に就けるような体制づくりが必要と感じる。

今後の方向性

- 一般就労の門戸を広げるため、企業に対して障がい者雇用の理解の促進を図ります。
- 就労関係機関との連携により、地元及び近郊の雇用に関わる情報提供や適切な支援機関の紹介を行います。

主要な施策

施策	取組内容
障がい特性を活かした就労の機会の確保	就労を希望する障がいのある人の特性を活かし、適切な仕事にマッチングを図るため、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、北海道障害者職業センター、就労移行支援事業所などの就労支援機関のほか、民間支援団体である北見地区障がい者職親会との連携を図り、就労に向けての支援に努めます。
職場定着支援の推進	ジョブコーチを活用した職場定着支援の充実に努めます。 また、仕事を続けられる環境や、企業等も安心して雇用できるよう、受け入れ時から就労後まで継続した支援や相談体制づくりに努めます。

基本目標5 障がいに対する理解や配慮の促進

(1) 障がいに対する啓発活動の充実

現状と課題

- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も、それぞれかけがえない個性を持った一人の人間として尊重されなければいけません。しかし、障がいや障がいのある人の特性及び必要な配慮等についての理解が進んでいるとはいえない現状があります。
- 障がいや疾病等に対する理解の促進については、主に広報紙やホームページを活用した情報発信を行っているものの、情報が浸透しているとはいえない状況にあります。今後においても、障がいや障がいのある人に関する情報発信を継続してだけでなく、情報の表現方法の工夫や媒体の多様化などを進めていくことが必要となっています。
- また、障がいのある人に係る法制度は再び大きな転換期を迎えています。制度や新しいサービス内容などを改めて周知する必要が出てきています。

《障がいのある人向けアンケート調査から》

- 障がいのある人への理解が進んできたと思うかどうかは、「そう思う」「ある程度そう思う」の合計が49.3%となっている一方、「あまり思わない」「まったく思わない」の合計は33.8%となっており、障がいのある人への理解が進んでいるとはいいいにくい状況です。
- 障がい種類別でみると、知的障がいのある人及び精神障がいのある人で「あまり思わない」「まったく思わない」の割合が高く、特に知的障がい・精神障がいについての理解が進んでいないと感じられています。

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- 障がい関連施設が地域にあることはわかっているが、障がいの中身や普段の対応について、市民はよく知らないのが実態。また障がいのある人への情報提供も不足している。もっと力を尽くして情報発信をする必要がある。

今後の方向性

- 障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、ノーマライゼーションの理念を浸透させるため、広報紙の積極的な活用をはじめ、ポスター、パンフレットの配布等、あらゆる機会と媒体を活用した啓発・広報活動を推進します。
- 障がいのある人をめぐる制度改正やサービスの拡充等に関して随時情報提供を行い、サービスの利用促進を図ります。

主要な施策

施策	取組内容
わかりやすい情報提供の推進	わかりやすい情報提供に努め、必要な情報が必要な人に届くよう情報提供方法の工夫をします。
障がいに対する理解の促進	障がいや障がいのある人の理解を深めるため、ポスター、パンフレットを活用するほか、さまざまな機会を通じて、市民に対する啓発活動を推進とともに、手助けを必要とする意思を示すカード（ヘルプカード・ヘルプマーク）の利用を進めて参ります。
制度改正、障がい福祉に関する情報提供	障がいのある人をめぐる制度改正や障がい福祉サービス等に関する情報に関して、さまざまな媒体を通じて情報提供を行います。

(2) 情報・コミュニケーションの確保

現状と課題

- 地域生活支援事業として、コミュニケーション支援事業による手話通訳者設置事業や登録手話通訳者（奉仕員）派遣事業等を実施し、障がいのある人のコミュニケーション支援を行っていますが、これらの支援を行うことのできる人材が不足しており、人材の確保・養成が課題となっています。
- 視覚や聴覚に障がいのある人に対して、情報取得に必要な機器の給付を日常生活用具給付事業により実施しています。
- 行政情報の発信にあたっては、声の広報・点字広報の発行、障がいのある人に配慮したホームページの運営等に取り組んでいます。今後は、情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるよう取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

- 障がいのある人が情報を容易に入手できるよう、より利用しやすいホームページやパンフレットの作成、手話奉仕員の養成、窓口対応における配慮などコミュニケーション支援のさらなる充実に努めます。
- 意思疎通に関して支援が必要な障がいのある人のニーズに応えられるように、支援体制の充実に努めます。

主要な施策

施 策	取組内容
聴覚障がいのある人への手話通訳者等の派遣	コミュニケーションを支援するため、手話通訳者を派遣する等意思疎通支援事業を推進します。
奉仕員養成講座の推進	手話・朗読・点訳奉仕員養成講座を開催し、障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の育成・確保を図ります。
さまざまなコミュニケーション手段の検討	障がい特性に応じたコミュニケーションを支援するため、さまざまなコミュニケーション手段の検討を行います。

(3) 権利擁護の推進

現状と課題

- 日常生活上の判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人などに対して、日常的な金銭管理、さまざまなサービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業と、本人を不利益から守る成年後見制度があり、本市では二つの制度の周知と利用促進を図るとともに、市民後見人養成研修の実施を行っています。
- 家族の高齢化に伴い、障がいのある人の成年後見制度のニーズは高まってくると考えられるため、市民後見人の養成を今後も推進していくとともに、わかりやすい制度の説明や周知が課題となります。
- また、司法手続きにおいても、障がい特性に応じた情報伝達が求められています。

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- ・ 成年後見、市民後見人の必要性は高いが制度が使いにくい。
- ・ 触法障がい者に関して、専門家が手助けする必要がある。

今後の方向性

- 障がいのある人や家族に対して、権利擁護、権利行使についてわかりやすい説明や情報提供を行います。また、関係機関が連携して障がいのある人の権利擁護に努めます。

主要な施策

施策	取組内容
成年後見制度・成年後見支援センターの周知及び利用促進	成年後見制度の啓発活動を推進し、成年後見制度を必要としている障がいのある人への周知を図ります。 また、成年後見支援センターの周知と成年後見制度の利用支援を推進します。
市民後見人の養成と確保	市民後見人の養成及び確保を図るため、研修会や養成講座などを開催します。
日常生活自立支援事業の周知	判断能力が不十分な障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の周知に努めます。
司法手続きにおける配慮	障がい特性に応じた情報伝達とコミュニケーション手段の確保に努め、司法手続きにおける配慮に努めます。

(4) 虐待の防止・差別の解消

現状と課題

- 本市では、障がい者虐待防止センターを設置し、関係機関との連携により、障がいのある人への虐待防止の取組を推進しています。
- また、障がいのある人の差別解消に向けた周知活動を行ってきましたが、今後も周知や啓発活動を継続していく必要があります。

〈障がいのある人向けアンケート調査から〉

- 全体で見ると、差別や偏見を受けたことが「ある」人は 39.3%となっていますが、障がい別で見ると知的障がいのある人及び精神障がいのある人は「ある」が約 60%と非常に高くなっています。
- どのようなことで差別や偏見を受けたかをたずねたところ、全体では「地域の人との接し方や態度」(31.2%)、「仕事」(28.6%)が上位回答となっています。

〈障がい者施策に関するヒアリングから〉

- 障害者差別解消法の施行に伴って、合理的な配慮に関する地域としての具体的な取組例を市として出してもらえると、もっと身近な制度になっていくのではと感じる。

今後の方向性

- 虐待によって障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぎ、安定した生活や社会参加を助けるために、障がい者虐待防止センターを中心とした関係機関との連携を図っていきます。
- 子どもから大人まで、障がいのある人の人権や障がいに対する正しい理解と知識を深め、合理的な配慮を実践できるような周知・啓発活動に努めます。

主要な施策

施 策	取組内容
虐待防止と差別解消の周知・啓発	ミント宅配便やささまざまな手法を用いて、市民や企業に対して虐待防止と差別解消についての広報・啓発活動を促進します。

基本目標6 暮らしやすいまちづくり

(1) バリアフリーの促進

現状と課題

- 本市では、障がいのある人や高齢者が安心して快適な生活を送れるよう安全性・利便性・快適性が確保されたまちづくりをめざして、公共的な施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進してきました。
- 障がいのある人に配慮した公共的な施設の整備においては、エレベーターの設置工事やトイレ改修、選挙投票所のバリアフリー化などを行ってきたほか、窓口における建築相談や住宅改修への助成を行うなど、バリアフリー、ユニバーサルデザインの住宅建設促進に向けた取組を推進してきました。
- また、北見市交通バリアフリー基本構想に特定経路と謳われている道路の段差・勾配・波打ちの解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置等を推進し、平成27年度末現在における「優先整備区間」の整備率は66%となっています。

〈障がいのある人向けアンケート調査から〉

- ・外出しやすくするために、身体障がいのある人が整備してほしいことは、「道路の段差解消や歩道整備」が 32.3%、「建物のバリアフリー」が 19.9%、「障がい者用駐車場スペース」が 18.5%となっています。

今後の方向性

- 障がいのある人が快適に安心して生活できるように、バリアフリー法をはじめ北見市交通バリアフリー基本構想、北見市住宅マスタープラン、北見市地域福祉計画等に基づいてまちづくりにおけるバリアフリー化等に努めます。

主要な施策

施策	取組内容
住まいのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	住まいのバリアフリー化を推進するため、建築相談や住宅改修への助成を行います。 また、北見市住宅マスタープランに基づき、ユニバーサルデザインに配慮した公営住宅の建設を進めます。
公共的な施設のバリアフリーの推進	多くの市民が利用する公共的な施設や学校等について、スロープ設置やトイレ改修などバリアフリー化を推進します。
交通機関等のバリアフリーの推進	交通機関のバリアフリーを推進するため、事業者の協力を得て、低床バス、ワンステップバス、ノンステップバスの導入促進を図ります。

施 策	取組内容
歩行空間等のバリアフリーの推進	北見市交通バリアフリー基本構想に基づき、視覚障がい者用誘導ブロックの敷設、歩道の段差解消等を計画的に推進します。

(2) 外出の支援

現状と課題

- 障がいのある人の外出を支援するため、本市はこれまで、重度身体障がい者交通費助成、障がい者バス料金助成などの交通費助成を行ってきました。
- また、障がい福祉サービスや地域生活支援事業における移動支援事業や重度身体障がい者等移送サービスを実施してきたほか、自家用車での移動を支援するため、身体障がい者用自動車改造費助成、運転免許取得費用助成等の助成事業を実施しています。
- 移動支援については今後もニーズの多様化が予想され、実施方式の検討やサービス提供事業所の整備、サービスを支える人材の確保が課題となっています。

《障がいのある人向けアンケート調査から》

- ・ 外出時の交通手段は、全体で見ると「自家用車」が 46.8%を占めています。障がい別で見ても「自家用車」が多くなっていますが、知的障がいのある人、精神障がいのある人は「徒歩」の割合も 45%前後と多くなっています。
- ・ バス、タクシーの助成をこれからも続けてほしいです。（自由意見）

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- ・ 留辺蘂自治区には移動支援事業所がなく、通院や療育等での移動が課題になっていると思う。
- ・ 常呂から北見市内へのバス運行は一日3回のみで通院は非常に不便。バスが利用できない場合、何らかの方法で移動支援等できないものか。
- ・ 週3回病院で透析を受けているが、課題となるのは通院の手段。また透析を受けていると、施設に受け入れてもらえない現状がある。吹雪で交通機関が麻痺した場合も困っている。

今後の方向性

- 障がいのある人の外出支援として、通院介助や同行援護、移動支援などの障がい福祉サービスの利用促進や、各種助成事業の継続を図ります。

主要な施策

施策	取組内容
交通費の助成	重度身体障がい者交通費（タクシー料金）助成、障がい者バス料金助成など、交通費の助成を継続します。
外出支援のための助成制度の周知・サービスの確保	自動車改造費助成、自動車運転免許取得費助成を継続し、自動車を活用した移動への支援を行います。 移動支援事業、福祉有償運送事業等、重度身体障がい者等移送サービスの充実を図ります。

(3) 地域福祉の推進

現状と課題

- 障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、共生・協働の理念のもと、まちづくりを推進することが必要です。
- 地域には障がいのある人を支援するための活動を行うさまざまな組織や団体がありますが、さらなる地域福祉活動の推進を図るためには、活動を支援する体制づくりも重要となってきます。
- 本市では、北見市社会福祉協議会が実施する北見市ボランティア市民活動センターが中心となり、市内ボランティア団体と連携しながら、各種ボランティア活動やボランティア養成講座等を開催しています。
- 現在、ボランティア団体においては、実践者の固定化と高齢化が進んできており、新規登録者を確保することが課題となっている一方、ボランティアを行いたいという市民の声も聞かれるため、北見市ボランティア市民活動センターによるマッチング機能の強化や、ボランティアアドバイザー等の人材育成が期待されています。
- 地域福祉活動の拠点づくりの面では、高齢者と障がいのある人・ひとり親・子育て中の保護者などとの交流スペースとして共生型施設が8か所、いきいきふれあいサロンが17か所設置・運営され、身近な地域での交流や親睦が図られています。

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- ・一番大事なのは地域コミュニティ。近隣の人による見守りから支援が始まる。
- ・地域の活動を推進するリーダーがない。また、高齢化が非常に進んできている。
- ・ボランティア活動を行っているが、高齢化が進んできている。また、助成金も減ってきている。
- ・ボランティアのマッチングの仕組みが必要。また、マッチングを進められる人材を育成することが必要。

今後の方向性

- 障がいのある人やその家族が、障がい福祉の充実や親睦を深めるための活動を行う場として、障がい者団体等の活動に対する支援を充実させます。
- 地域福祉活動の活性化を図るため、ボランティア活動に対する市民の意識醸成を図るとともに、ボランティア団体やNPO等への活動に対して支援を行います。

主要な施策

施策	取組内容
障がい者団体との連携	障がい者団体の周知活動への支援を行います。
ボランティア団体との連携	地域福祉の担い手となる市民ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア団体の活動に対して支援を行います。
地域福祉に対する市民への啓発と意識の醸成	北見市ふれあい広場やチャイルドアドバイザー事業など、障がいのある人とない人の交流を図ります。 また、出前講座「ミント宅配便」等で、地域福祉活動の周知と啓発を図ります。

基本目標 7 災害から命を守る対策と防犯対策の推進

(1) 防災対策の推進

現状と課題

- 平成25年の災害対策基本法の改正に伴い、高齢者、障がいのある人等の災害時の避難に特に支援を要する者についての名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務付けられました。
- 本市では現在14施設と福祉避難所の開設に関する協定を締結しています。そのうち、障がいのある人を対象とした福祉避難所は3施設となっていますが、まだまだ十分な状況とはいえず、福祉避難所を拡大していくことが課題となっています。

〈障がいのある人向けアンケート調査から〉

- ・ 災害時に必要な支援は、「避難場所までの誘導、移動の支援」が 34.3%で最も多く、次いで「避難場所における障がい特性に応じたきめ細かな支援と設備」が 29.6%で続いています。

〈障がい者施策に関するヒアリングから〉

- ・ 災害が発生したときには、福祉避難所だけでは不足するはず。通常の避難所に障がいのある人用の区画を作るなど、避難所マニュアルを整備することを含め、障がいのある人が安心して避難できるように考えてほしい。また、在宅の人をどう支援していくかも考えてほしい。

今後の方向性

- 「北見市地域防災計画」に基づき、障がいのある人を災害から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで障がいのある人を支援する体制を整備するとともに、地域に根ざした日常的な防災活動を活性化させていきます。

主要な施策

施策	取組内容
防災知識の普及・啓発	防災・減災の観点から市民の防災意識の向上を図るとともに、高齢者、障がいのある人等や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及・啓発に努めます。
緊急時・災害時の情報伝達体制の強化	緊急時や災害発生時における市民への情報伝達手段の拡充について可能なことより実施して参ります。
避難行動要支援者の支援	災害発生時には、地域関係団体と協力し、安否確認や避難支援を行う体制の整備に努めます。
福祉避難所の拡大	一般の避難所における避難生活が困難な障がいのある人が滞在できる福祉避難所の拡大を図ります。

施 策	取組内容
地域における災害対策の推進	地域における災害対策を推進するため、自主防災組織の組織化に向けての啓発を図ります。また、災害発生時の避難方法や防災に関して日頃から備えておくべきこと等について周知を図るため、避難訓練や防災講座を実施します。

(2) 防犯対策の推進

現状と課題

- 軽微な事件から重大事件まで犯罪が増加していることから、障がいのある人を犯罪から守るためには、地域住民による見守りなど地域ぐるみで防犯対策を推進していくことが必要となっています。
- 障がいのある人が悪質商法等による消費者被害に遭うケースが見受けられることから、障がいのある人やその家族に対して被害事例についての周知を行い、被害を未然に防ぐことが必要となります。

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- ・スマートフォンを利用した架空請求の被害にあっている人は年に数人いるが、氷山の一角であると感じる。

今後の方向性

- 地域ぐるみで障がいのある人を犯罪から守り、地域の安全、安心を確保するため、障がいのある人への啓発を行うとともに、関係機関との連携を図ります。

主要な施策

施 策	取組内容
犯罪予防と被害防止の啓発	障がいにより判断能力が不十分な人が犯罪被害等に遭わないよう、関係機関との連携のもと、各種相談支援体制の充実に努めます。 また、「振り込め詐欺」や悪徳商法などの被害に遭わないよう、わかりやすい広報活動を推進します。

基本目標 8 障がいのある人のスポーツ・文化活動の促進

(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

現状と課題

- スポーツやレクリエーションは、社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送るために重要なものです。また、障がいのある人もない人もともに参加する機会を持つことは、地域の人々が障がいのある人に対する理解を深める上でも重要です。
- 本市では、スポーツ教室の開催や、障がい者スポーツ指導員の育成を図り、障がいのある人のスポーツの普及に努めていますが、今後は学校教育や社会教育との連携をさらに進め、行政の枠を越えた取組も必要となっています。

◀障がい者施策に関するヒアリングから▶

- ・ スポーツ教室等を行うにも、サポートしてくれる方が少なくなっていることが気になり。マンパワーの養成や発掘を計画に入れてほしい。
- ・ 障がいがあっても日常環境の中でリフレッシュできる場があってもいいと思う。

今後の方向性

- 生涯にわたってスポーツやレクリエーションに親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、学校教育や社会教育と連携して身近な地域の取組を進めます。また、多様なニーズに応えられるよう広域での実施も検討していきます。
- 指導者や活動を支えるボランティアの確保など、スポーツ・レクリエーション活動を活性化するためのさまざまな支援に努めます。

主要な施策

施策	取組内容
スポーツ・レクリエーション活動の支援	スポーツやレクリエーションを通じて自己実現、社会参加が図られるよう、大会などへの参加を支援します。 また、スポーツやレクリエーションの普及と振興を図ります。
障がいのある人のスポーツ指導者の確保	障がい特性に応じた適切な指導ができるよう、障がいのある人のスポーツやレクリエーションの指導者確保を図るとともに、指導員養成講習会等への参加を支援し、指導者の育成に努めます。

(2) 芸術・文化活動の促進

現状と課題

- 障がいのある人の芸術・文化活動を積極的に推進することは、障がいのある人の社会参加を促進する上で非常に重要です。しかし、地域で芸術・文化活動に参加する機会が十分でないのが実情です。
- 障がいのある人の生活を豊かなものとするためにも、芸術・文化に関するサークル活動や各種イベントについては、障がいのある人が参加しやすい運営方法や環境づくりに努め、生きがいづくりの充実をめざす必要があります。

《障がい者施策に関するヒアリングから》

- ・ 社会福祉協議会主催の各種教室など、参加者が固定化してきている。参加者の発掘が必要。

今後の方向性

- 生涯学習の講座等への参加を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず、開催されるさまざまな講習会等への参加を促進します。

主要な施策

施策	取組内容
芸術・文化講座等の開催	生涯を通じて学び、成長することができるよう、関係団体と連携を図りながら芸術・文化活動メニューの充実をめめます。
芸術・文化活動の場の確保	芸術・文化活動を積極的に行い、社会参加することができるよう、文化施設や公民館などの社会教育施設の環境整備に努めます。